



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令 (5) (管財課) 2
	鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令 (6) (職員課) 3
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (7) (福利厚生室) 4
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (8) (〃) 12
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (9) (〃) 53
	鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令 (10) (行政経営推進課) 57

訓 令

鳥取県訓令第5号

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県守衛服務規程（平成4年鳥取県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 守衛の職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5）</p> <p>（6） その他<u>総務課長</u>が別に定める事項</p> <p>（指揮系統）</p> <p>第3条 守衛長は、<u>総務課長</u>の命を受け、副守衛長及び守衛を指揮する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第4条 守衛の勤務は、2交代制とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、<u>総務課長</u>が特に勤務を命じたときは、この限りでない。</p> <p>日勤 午前8時から午後5時まで</p> <p>夜勤 午後4時45分から翌日の午前8時15分まで</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 守衛の職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5）</p> <p>（6） その他<u>管財課長</u>が別に定める事項</p> <p>（指揮系統）</p> <p>第3条 守衛長は、<u>管財課長</u>の命を受け、副守衛長及び守衛を指揮する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第4条 守衛の勤務は、2交代制とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、<u>管財課長</u>が特に勤務を命じたときは、この限りでない。</p> <p>日勤 午前8時から午後5時まで</p> <p>夜勤 午後4時45分から翌日の午前8時15分まで</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（履歴書の取扱い）</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>行財政改革局人事・評価室長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>（職務上の事故報告）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>行財政改革局人事・評価室長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>	<p>（履歴書の取扱い）</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>職員課長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>（職務上の事故報告）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>職員課長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第7号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付の対象、品目等）</p> <p>第2条 被服の交付を受ける職員並びに被服の品目、<u>標準員数及び標準使用期間</u>は、別表のとおりとする。ただし、所属の長は、特別の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。</p> <p>（使用及び保管）</p> <p>第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意するとともに、別表に定める<u>標準員数の被服を標準使用期間以上継続して使用するよう努めなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（準用規定）</p> <p>第9条 <u>所属の長は、現業職員が現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の適用を受ける職員と同種の業務に従事する場合には、第2条の規定にかかわらず、当該職員の例により被服を交付することができる。</u></p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p>	<p>（交付の対象、品目等）</p> <p>第2条 被服の交付を受ける職員並びに被服の品目、<u>員数、標準使用期間及び形状</u>は、別表のとおりとする。ただし、所属の長は、特別の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。</p> <p>（使用及び保管）</p> <p>第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意するとともに、別表に定める標準使用期間以上継続して使用するよう努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p>

被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	員 数	標準 使用 期間 (月)	備考		
1 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課に勤務する職員	運転服(上衣)	1	36		1 車庫長の職務に従事する職員並びに副車庫長、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課に勤務する職員	運転服(上衣)	1	36	3人に1着交付するものとする。		
	運転服(ズボン)	2	48			運転服(ズボン)	2	48			
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48			
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48			
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60			
	布製短靴	1	36			布製手袋	4	12			
	ゴム製半長靴	1	24		ゴム製前掛け	1	36				
						ゴム製半長靴	1	24			
2 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの	作業服(上衣)	2	36		2 副車庫長、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	運転服(上衣及びズボン)	2	36	3人に1着交付するものとする。		
	作業服(ズボン)	2	36			盛夏シャツ	2	36			
	盛夏シャツ	2	36			盛夏ズボン	2	36			
	盛夏ズボン	2	36			エンカ服	1	24			
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60			
						布製手袋	8	12			
						耐油ゴム製手袋	1	12			
						ゴム製前掛け	1	36			
		防寒服	1	60							3人に1着交付するものとする。
		防寒ズボン	1	60			布製短靴	1		24	
		雨合羽	1	60			ゴム製半長靴	2		36	
	布製短靴	1	24								
	ゴム製半長靴	2	36								
	防寒靴	1	60								
3 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課以外の機関に勤務する職員でトラック	作業服(上衣)	2	36		3 副車庫長、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課以外の機関に勤務する職員でトラック	運転服(上衣及びズボン)	2	36			
	作業服(ズボン)	2	36								
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48			

ック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの以外のもの	盛夏ズボン	2	48		ク又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの以外のもの	盛夏ズボン	2	48	
						エンカ服	1	24	3人に1着交付するものとする。
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
						布製手袋	5	12	
						耐油ゴム製手袋	1	12	
						ゴム製前掛け	1	36	3人に1着交付するものとする。
	防寒服	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
	防寒ズボン	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
	雨合羽	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
	布製短靴	1	24			布製短靴	1	24	
ゴム製半長靴	1	24			ゴム製半長靴	1	24		
給食用白衣（上衣及び夏上衣）	2	72	皆成学園に勤務する職員に限る。		給食用白衣（上衣及び夏上衣）	2	72	皆成学園に勤務する職員に限る。	
ゴム製半長靴（白）	1	36	皆成学園に勤務する職員に限る。		ゴム製半長靴（白）	1	36	皆成学園に勤務する職員に限る。	
防寒靴	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。		帽子	1	36	皆成学園に勤務する職員に限る。	
4 守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり	4 守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり
	合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり		合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり
	盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48			盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48	
	盛夏ズボン	2	60			盛夏ズボン	2	60	
	外とう	1	48	図3のとおり		外とう	1	48	図3のとおり
						雨合羽	1	36	最小限必要数を備え付けるものとする。
						布製手袋	2	12	
				ナイロン製手袋	2	12			

	底ゴム張皮短靴	1	24			底ゴム張皮短靴	1	24	
	ゴム製半長靴	1	48			ゴム製半長靴	1	48	
	制帽(冬用及び夏用)	1	48	図2のとおり		制帽(冬用及び夏用)	1	48	図2のとおり
	ネクタイ	2	24			ネクタイ	2	24	
						5 交換手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48
							盛夏シャツ	2	48
5 現業職長(畜産に関する業務に係るものに限る。)及び畜産技術の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48			6 現業職長(畜産に関する業務に係るものに限る。)及び畜産技術の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48
	作業服(ズボン)	3	24				作業服(ズボン)	3	24
	盛夏シャツ	2	48				盛夏シャツ	2	48
	白衣	1	36	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあっては、員数を2とする。			白衣	1	36
	ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36				ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36
	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24				雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24
	ゴム製半長靴	2	12				布製手袋	10	12
	安全靴	1	36	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。			ゴム製手袋	1	12
							ゴム製半長靴	2	12
							安全靴	1	36
							登山帽	1	12
6 現業職長(道路技術に関する業務に係るものに限る。)及び現業技術員(道路技術に関する業務に係るものに限る。)の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	36			7 現業職長(道路技術に関する業務に係るものに限る。)及び道路技術員の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	36
	作業服(ズボン)	3	24				作業服(ズボン)	3	24
	作業服(夏ズボン)	2	24				盛夏シャツ	2	24
	盛夏シャツ	2	24				エンカ服	1	36
	エンカ服	1	36				防寒ズボン	1	36
	防寒服	1	36				ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36
	防寒ズボン	1	36				雨合羽(上衣)	1	12
	ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36						
	雨合羽(上衣)	1	12						

	衣、ズボン及び頭巾)								
	ゴム製半長靴	2	24						
	安全靴	1	24						
	防寒靴	1	36						
	ヘルメット	1	24						
7	ボイラ技士の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48					
		作業服(ズボン)	2	36					
		盛夏シャツ	2	48					
		盛夏ズボン	2	48					
		布製短靴	1	24					
		ゴム製半長靴	1	36					
8	機械技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48					
		作業服(ズボン)	2	36					
		盛夏シャツ	2	48					
		盛夏ズボン	2	48					
		布製短靴	1	24					
		ゴム製半長靴	1	36					
9	現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)調理師及び	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24					
		作業服(ズボン)	2	24					
		衣、ズボン及び頭巾)							
		布製手袋	10	12					
		ビニール製手袋	2	24					
		袋							
		ゴム製半長靴	2	24					
		安全靴	1	24					
		防寒靴	1	36					
		ヘルメット	1	24					
8	ボイラ技士の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48					
		作業服(ズボン)	2	36					
		盛夏シャツ	2	48					
		盛夏ズボン	2	48					
		エンカ服	1	36					3人に1着交付するものとする。
		布製手袋	6	12					倉吉高等技術専門校に勤務する職員にあつては、員数を8とする。
		耐油ゴム製手袋	1	24					倉吉高等技術専門校に勤務する職員を除く。
		布製短靴	1	24					
		ゴム製半長靴	1	36					
		作業帽	1	36					
9	機械技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48					
		作業服(ズボン)	2	36					
		盛夏シャツ	2	48					
		盛夏ズボン	2	48					
		エンカ服	1	36					3人に1着交付するものとする。
		布製手袋	6	12					
		耐油ゴム製手袋	1	24					
		袋							
		布製短靴	1	24					
		ゴム製半長靴	1	36					
		作業帽	1	36					
10	現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)調理師及び	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24					
		作業服(ズボン)	2	24					

調理員の職務に従事する職員 (男子)	盛夏ズボン	2	48		調理員の職務に従事する職員 (男子)	盛夏ズボン	2	48		
	ゴム製半長靴	1	12			ゴム製手袋	3	12		ゴム製前掛け
10 現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)調理師及び調理員の職務に従事する職員 (女子)	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24		11 現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)調理師及び調理員の職務に従事する職員 (女子)	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24		
	作業服(ズボン)	2	24			作業服(ズボン)	2	24		
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48		
	ゴム製半長靴	1	12			ゴム製手袋	3	12		ゴム製前掛け
11 現業職長(農業に関する業務に係るものに限る。)及び農業技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	農林総合研究所園芸試験場(以下「園芸試験場」という。)に勤務する職員にあっては、標準使用期間を36月とする。	12 現業職長(農業に関する業務に係るものに限る。)及び農業技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。	
	作業服(ズボン)	2	24			園芸試験場に勤務する職員にあっては、標準員数を3とする。	作業服(ズボン)	2		24
	盛夏シャツ	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、標準使用期間を36月とする。		盛夏シャツ	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。	
	エンカ服	1	36	農林総合研究所農業試験場(以下「農業試験場」という。)及び園芸試験場に勤務する職員に限る。		エンカ服	1	36	農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36		
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36		
	ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36	園芸試験場に勤務する職員に限る。		ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36	園芸試験場に勤務する職員に限る。	
	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24			雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24		
						布製手袋	8	12		
						ビニール製手	1	12		

	岡足袋	2	12		袋	岡足袋	2	12	
	ゴム製半長靴	1	12			ゴム製半長靴	1	12	
	田植え長靴	1	12	農業試験場に勤務する職員に限る。		田植え長靴	1	12	農業試験場に勤務する職員に限る。
	防寒靴	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。		防寒靴	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。		安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。
						登山帽	1	12	
12 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技術の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48		13 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技術の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	
	作業服（ズボン）	2	48			作業服（ズボン）	2	48	
	防寒服	1	36			雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36	
	防寒ズボン	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36			キャラバンシューズ	1	36	
	ゴム製半長靴	1	36			防寒靴	1	36	
	キャラバンシューズ	1	36						
	防寒靴	1	36						
13 介助員の職務に従事する職員	看護衣（長袖）	3	36		14 介助員の職務に従事する職員	看護衣（長袖）	3	36	
	看護衣（半袖）	2	24			看護衣（半袖）	2	24	
	トレーニングパンツ	2	48			トレーニングパンツ	2	48	
	ナース靴	2	12			ナース靴	2	12	
						三角布	2	24	
					15 現業職長（寮父に関する業務に係るものに限る。）及び寮父の職務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	48	
						盛夏シャツ	2	48	
						盛夏ズボン	2	48	
						白衣（上衣）	2	24	
						ゴム製手袋	1	12	
						ゴム製半長靴	1	36	
						帽子	1	12	
					16 現業職長（寮母に関する業務に係るものに限る。）及び寮母の職務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	48	
						盛夏シャツ	2	48	
						盛夏ズボン	2	48	
						白衣（上衣）	2	24	

					職員	ゴム製手袋	1	12
						ゴム製半長靴	1	36
						三角布	1	12
14 略					17 略			
図 略					図 略			

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されている被服のうち、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されないこととなるものについては、同日以後も使用することができる。

鳥取県訓令第8号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前						
（交付の対象、品目等） 第2条 被服の交付を受ける職員（非常勤職員を含む。）並びに被服の品目、 <u>標準員数及び標準使用期間</u> は、別表のとおりとする。ただし、所属の長は、特別の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。					（交付の対象、品目等） 第2条 被服の交付を受ける職員（非常勤職員を含む。）並びに被服の品目、 <u>員数、標準使用期間及び形状</u> は、別表のとおりとする。ただし、所属の長は、特別の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。						
（使用及び保管） 第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意するとともに、別表に定める <u>標準員数の被服を標準使用期間以上継続して使用するよう努めなければならない。</u>					（使用及び保管） 第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意するとともに、別表に定める標準使用期間以上継続して使用するよう努めなければならない。						
2及び3 略					2及び3 略						
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）						
被服の交付を受ける職員		品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員		品目	員数	標準使用期間(月)	形状
防災チーム	情報システム管理担当の職員のうち無線業	作業服（上衣）	2	60		防災危機管理課	情報システム管理室の職員のうち無線業務	作業服（上衣）	2	60	図1のうち上衣のとおり
		作業服（夏上	2	60				作業服（夏上	2	60	図2のとおり

	務に従事する職員	衣) 作業服 (ズボン) 布製短靴	2 1	60 24					
消防チーム	保安担当の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 防寒服 安全靴	1 1 1 1 1	36 36 36 60 36					
	消防課	保安担当の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	1	36					図1のうちズボンのとおり
	消防防災航空室	消防防災航空隊員の職務に従事する職員	夏用救助服(上衣) 冬用救助服(上衣) 夏用救助服(ズボン) 冬用救助服(ズボン) 救助服ベルト 作業靴 救助靴 冬用救助靴 夏用作業帽 冬用作業帽 防寒服 ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	24 24 24 24 36 12 24 36 36 36 36 36 36 36				
	総務課	1 施設担	作業服	2	60				
管財課	1 施設係	作業服	2	60				図1のうち上衣の	

	当の職員のうち機械、電気及び電話の業務に従事する職員	(上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) 布製短靴	2 60 2 60 1 24						の職員のうち機械、電気及び電話の業務に従事する職員	(上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) 布製短靴	2 60 2 60 1 24			とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり	
	2 保全係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) 布製短靴	2 60 2 60 2 60 1 24						2 保全係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) 布製短靴	2 60 2 60 2 60 1 24			図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり	
	3 営繕室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 60 2 60 2 60 1 36 1 36 1 36						3 営繕室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 60 2 60 2 60 1 36 1 36 1 36			図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり	
水・大気環境課	1 水質担当の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴	1 36 1 36 1 36 1 36						水・大気環境課	1 水質係の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査に従事する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴	1 36 1 36 1 36 1 36			図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
	2 大気担当の職員のうち常時現地で大気の汚染及び悪	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服	1 36 1 36 1 36						2 大気係の職員のうち常時現地で大気の汚染及び悪臭	作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服	1 36 1 36 1 36			図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボン	

	臭に関する調査の業務に従事する職員	(ズボン) 布製短靴	1	12	
	3 上下水道担当の職員のうち水道施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36	
衛生環境研究所	1 保健衛生室及び食品衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	
	2 水環境室、環境化学室及び大気・地球環境室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	
循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	1 1 1	36 36 36	

	に関する調査の業務に従事する職員	(ズボン) 布製短靴	1	12	のとおり
	3 水道係の職員のうち水道施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
衛生環境研究所	1 保健衛生室及び食品衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
	2 水環境室、環境化学室及び大気・地球環境室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	1 1 1	36 36 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり

	員	ン)							
		安全靴	1	36					
くらしの 安心推進 課	計量担当 の職員のうち 計量器等 の検査の業 務に従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60					
		作業服 (夏上 衣)	2	60					
		作業服 (ズボ ン)	2	60					
		安全靴	1	48					
景観まち づくり課	まちづく り推進担当 の職員のうち 常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60					
		作業服 (夏上 衣)	2	60					
		作業服 (ズボ ン)	2	60					
		ヤッケ	1	36					
		ゴム製半 長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
公園自然 課	自然環境 保全担当及 び自然公園 担当の職員 のうち常時 現地で業務 に従事する 職員	作業服 (上衣)	2	60					
		作業服 (夏上 衣)	2	60					
		作業服 (ズボ ン)	2	60					
		キャラバ ンシュー ズ	1	36					
		ヤッケ	1	36					
		防寒服	1	60					
住宅政策 課	建築指導 担当の職員 のうち常時 現地で業務 に従事する 職員	作業服 (上衣)	2	60					
		作業服 (夏上 衣)	2	60					
		作業服 (ズボ ン)	2	60					
		ヤッケ	1	36					
	員	ン)							
		安全靴	1	36					
くらしの 安心推進 課	計量担当 の職員のうち 計量器等 の検査の業 務に従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		安全靴	1	48					
景観まち づくり課	まちづく り推進担当 及び建築指 導係の職員 のうち常時 現地で業務 に従事する 職員	作業服 (上衣)	2	60					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		ヤッケ	1	36					
		ゴム製半 長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
公園自然 課	自然環境 保全担当及 び自然公園 担当の職員 のうち常時 現地で業務 に従事する 職員	作業服 (上衣)	2	60					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		キャラバ ンシュー ズ	1	36					
		ヤッケ	1	36					
		防寒服	1	60					

		ゴム製半長靴	1	36											
		安全靴	1	36											
農業大学 校	1 教育研修部の職員のうち機械技術の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48		農業大学 校	1 教育研修部の職員のうち機械技術の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり				
		作業服(夏上衣)	2	48				作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり				
		作業服(ズボン)	2	36				作業服(ズボン)	2	36	図1のうちズボンのとおり				
		エンカ服	1	36				エンカ服	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36					
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	36				雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	36					
		安全靴	1	36				安全靴	1	36					
		安全帽	1	36				安全帽	1	36					
		2 教育研修部の職員のうち畜産及び農業の業務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 防寒服	白衣	1			36		2 教育研修部の職員のうち畜産及び農業の業務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 防寒服	白衣	1	36	
				作業服(上衣)	2			48				作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり
作業服(夏上衣)	2			48		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり						
作業服(ズボン)	2			36		作業服(ズボン)	2	36	図1のうちズボンのとおり						
ゴム製半長靴	1			36		ゴム製半長靴	1	36							
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1			36		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	36							
防寒服	1			60		防寒服	1	60							
農林総合 技術研究 院	1 常時現地で業務に従事する職員(農業専門技術員及び生活改良専門技術員の			作業服(上衣)	2	60		農林総合 技術研究 院	1 常時現地で業務に従事する職員(農業専門技術員及び生活改良専門技術員の			作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり
				作業服(夏上衣)	2	60						作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり
				作業服(ズボン)	2	60						作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり
		ヤッケ	1	36		ヤッケ	1			36					

		(ズボン)						(ズボン)				のとおり			
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36					
林政課	常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60		林政課	常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60		図1のうち上衣のとおり			
		作業服 (夏上衣)	2	60				作業服 (夏上衣)	2	60	図2のとおり				
		作業服 (ズボン)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり				
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36					
		キャラバンシューズ	1	36				キャラバンシューズ	1	36					
森林保全課	常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60		森林保全課	常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60		図1のうち上衣のとおり			
		作業服 (夏上衣)	2	60				作業服 (夏上衣)	2	60	図2のとおり				
		作業服 (ズボン)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり				
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36					
		キャラバンシューズ	1	36				キャラバンシューズ	1	36					
企画総務部	1 常時現地で業務に従事する職員 (農業専門技術員及び生活改良専門技術員の職務に従事する職員を除く。)	作業服 (上衣)	2	60				作業服 (上衣)	2	60					
		作業服 (夏上衣)	2	60				作業服 (夏上衣)	2	60					
		作業服 (ズボン)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60					
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36					
		キャラバンシューズ	1	36				キャラバンシューズ	1	36					
	2 農業専門技術員の職務に従事する	作業服 (上衣)	2	60				作業服 (上衣)	2	60					
		作業服 (ズボン)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60					

	職員	ン)			
		ゴム製半 長靴	1	36	
	3 生活改 良専門技 術員の職 務に従事 する職員	白衣	2	60	
		作 業 服 (上衣)	2	60	
		作 業 服 (ズボン)	2	60	
		ゴム製半 長靴	1	36	
農業試験 場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	36	
		作 業 服 (上衣)	2	48	
		作 業 服 (夏上 衣)	2	48	
		作 業 服 (ズボン)	2	36	
		ゴム製半 長靴	1	24	
		雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	1	36	
		防寒服	1	36	
		安全靴	1	36	機械開発の業務に 従事する職員に限 る。
		田植え長 靴	1	12	
園芸試験 場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	36	
		作 業 服 (上衣)	2	48	
		作 業 服 (夏上 衣)	2	48	
		作 業 服 (ズボン)	2	36	
		ゴム製半 長靴	1	24	
		雨合羽 (上衣、	1	36	

		ズボン及 び頭巾)																		
畜産試験 場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	36																
		作業服 (上衣)	2	48																
		作業服 (夏上 衣)	2	48																
		作業服 (ズボ ン)	2	36																
		ゴム製半 長靴	1	12																
		雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	1	36																
中小家畜 試験場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	36																
		作業服 (上衣)	2	48																
		作業服 (夏上 衣)	2	48																
		作業服 (ズボ ン)	2	36																
		ゴム製半 長靴	1	12																
		雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	1	36																
林業試験 場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	60																
		作業服 (上衣)	2	60																
		作業服 (夏上 衣)	2	60																
		作業服 (ズボ ン)	2	36																
		ゴム製半 長靴	1	36																
		キャラバ ンシュー	1	36																

		ズ ヤッケ	1	36	
水産課	略				
	3 常時現 地で業務 に従事す る職員 (司法警 察員及び 漁業取締 船の乗組 員を除 く。)	作業服 (上衣)	1	36	
		作業服 (夏上 衣)	1	36	
		作業服 (ズボ ン)	1	36	
		ゴム製半 長靴	1	36	
河川課	略				
	3 常時現 地で業務 に従事す る職員 (夏上 衣)	作業服 (上衣)	1	36	<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	1	36	<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	1	36	<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		ゴム製半 長靴	1	36	
河川課	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60	<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60	<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		ヤッケ	1	36	
		キャラバ ンシュー ズ	1	36	
治山砂防 課	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60	<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60	<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		ヤッケ	1	36	
		キャラバ ンシュー ズ	1	36	
建設事業 評価室	工事検査 の業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60	<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60	<u>図1のうちズボン のとおり</u>
建設事業 評価室	工事検査 の業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上 衣)	2	60	<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボ ン)	2	60	<u>図1のうちズボン のとおり</u>

		ゴム製半 長靴	1	36				ゴム製半 長靴	1	36			
		安全靴	1	36				安全靴	1	36			
		防寒服	1	36				作業帽	1	36			
		防寒服	1	36				防寒服	1	36			
東部総合 事務所	1 県民局 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	60				作業服 (上衣)	2	60		図1のうち上衣の とおり	
		作業服 (夏上 衣)	2	60				作業服 (夏上 衣)	2	60		図2のとおり	
		作業服 (ズボ ン)	2	60				作業服 (ズボ ン)	2	60		図1のうちズボン のとおり	
		ゴム製半 長靴	1	36									
		キャラバ ンシュー ズ	1	36				キャラバ ンシュー ズ	1	36			
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36			
		防寒服	1	36				防寒服	1	36			
		2 県民局 の職員の うち常時 現地で生 活改善の 業務に従 事する職 員	白衣	2	60				白衣	2	60		
		作業服 (上衣)	2	60				作業服 (上衣)	2	60		図1のうち上衣の とおり	
		作業服 (夏上 衣)	2	60				作業服 (夏上 衣)	2	60		図2のとおり	
作業服 (ズボ ン)	2	60				作業服 (ズボ ン)	2	60		図1のうちズボン のとおり			
ゴム製半 長靴	1	36				ゴム製半 長靴	1	36					
作業帽	1	36				作業帽	1	36					
防寒服	1	36				防寒服	1	36					
3 県税局 の職員の うち不動 産取得税 の課税及 び評価の 業務に従 事する職 員	3 県税局 の職員の うち不動 産取得税 の課税及 び評価の 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣)	1	36			作業服 (上衣)	1	36		図1のうち上衣の とおり		
		作業服 (夏上 衣)	1	36			作業服 (夏上 衣)	1	36		図2のとおり		
		作業服 (ズボ ン)	1	36			作業服 (ズボ ン)	1	36		図1のうちズボン のとおり		
		ゴム製半 長靴	1	36			ゴム製半 長靴	1	36				
		防寒服	1	36			防寒服	1	36				
4 県税局	4 県税局	作業服	1	36			作業服	1	36		図1のうち上衣の		

の職員の うち常時 軽油引取 税の課税 及び軽油 の抜き取 り 調査の業 務に従事 する職員	(上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服	1 1 1 1	36 36 36 36		の職員の うち常時 軽油引取 税の課税 及び軽油 の抜き取 り 調査の業 務に従事 する職員	(上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服	1 1 1 1	36 36 36 36	とおり <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボン のとおり</u>
5 生活環 境局環境 ・循環推 進課の職 員並びに 水道施 設、一般 廃棄物処 理施設及 び産業廃 棄物処理 施設の立 入検査の 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (夏ズボ ン) ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36		5 生活環 境局環境 ・循環推 進課の職 員並びに 水道施 設、一般 廃棄物処 理施設及 び産業廃 棄物処理 施設の立 入検査の 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 36 36 36	<u>図1のうち上衣の とおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボン のとおり</u>
6 生活環 境局生活 安全課の 職員の中 常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服 ゴム製半 長靴	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 60 36		6 生活環 境局生活 安全課の 職員の中 常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服 ゴム製半 長靴	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 60 36	<u>図1のうち上衣の とおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボン のとおり</u>
7 生活環 境局建築 住宅課の 職員の中	作業服 (上衣) 作業服 (夏上	2 2	60 60		7 生活環 境局建築 住宅課の 職員の中	作業服 (上衣) 作業服 (夏上	2 2	60 60	<u>図1のうち上衣の とおり</u> <u>図2のとおり</u>

	ち常時現 地で業務 に従事す る職員	衣) 作 業 服 (ズボ ン) 作 業 服 (夏ズボ ン) ヤッケ ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服	2 1	60 60				
8	農林局 農林業振 興課の職 員(林業 振興室の 職員を除 く。)の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 雨合羽	2 2 1 1	60 60 36 36				図1のうちズボン のとおり
8	農林局 農業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴	2 2 1	60 60 36				図1のうち上衣の とおり 図1のうちズボン のとおり
9	農林局 鳥取農業 改良普及 所の職員 のうち常 時現地で 農業改良 普及の業 務に従事 する職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36				図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
10	農林局 鳥取農業 改良普及 所の普及 主幹、副 主幹及び 改良普及 員の職務 に従事す	白衣 作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン)	2 2 2 2	60 60 60 60				図15のうち上衣の とおり 図2のとおり 図15のうちズボン のとおり
9	農林局 鳥取農業 改良普及 所の職員 のうち常 時現地で 農業改良 普及の業 務に従事 する職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽 防寒服	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36				図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
10	農林局 鳥取農業 改良普及 所の普及 主幹、副 主幹及び 改良普及 員の職務 に従事す	白衣 作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン)	2 2 2 2	60 60 60 60				図15のうち上衣の とおり 図2のとおり 図15のうちズボン のとおり

る職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	ゴム製半長靴 防寒服 雨合羽	1 1 1	36 36 36	
11 農林局 地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 防寒服 安全靴 雨合羽	2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 36 36 36 36	
12 所長、局長及び農林局農林業振興課林業振興室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) キャラバンシューズ ゴム製半長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 36 36 36 36	
13 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業服(夏ズボン)	2 2 2 2	60 60 60 60	
る職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	ゴム製半長靴 作業帽 防寒服	1 1 1	36 36 36	
11 農林局 地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 防寒服 安全靴	2 2 2 1 1 1	48 48 48 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
12 所長及び農林局農林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) キャラバンシューズ ゴム製半長靴 防寒服	2 2 2 1 1 1	48 48 48 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
13 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 2 2	60 60 60	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり

		ン)								
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1 36	
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1 36	
		安全靴	1	36				安全靴	1 36	
		防寒服	1	36						
八頭総合事務所	1 農林局農業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60			作業服(上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣のとおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボンのとおり</u>
		作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(ズボン)	2	60			作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36			作業帽	1	36	
2 農林局八頭農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員		作業服(上衣)	2	60			作業服(上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣のとおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボンのとおり</u>
		作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(ズボン)	2	60			作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
		防寒服	1	36			作業帽	1	36	
雨合羽	1	36			防寒服	1	36			
3 農林局八頭農業改良普及所及び主幹、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に		白衣	2	60			白衣	2	60	<u>図15のうち上衣のとおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図15のうちズボンのとおり</u>
		作業服(上衣)	2	60			作業服(上衣)	2	60	
		作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(ズボン)	2	60			作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36			作業服	2	60	
		防寒服	1	36			作業服(ズボン)	2	60	
		雨合羽	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
							作業帽	1	36	
							防寒服	1	36	

従事する職員					従事する職員				
4 農林局農業振興課地域整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48		4 農林局農業振興課地域整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	<u>図1のうち上衣のとおり</u>
	作業服(夏上衣)	2	48			作業服(夏上衣)	2	48	<u>図2のとおり</u>
	作業服(ズボン)	2	48			作業服(ズボン)	2	48	<u>図1のうちズボンのとおり</u>
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
	雨合羽	<u>1</u>	<u>36</u>						
5 所長及び農林局林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48		5 所長及び農林局林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	<u>図1のうち上衣のとおり</u>
	作業服(夏上衣)	2	48			作業服(夏上衣)	2	48	<u>図2のとおり</u>
	作業服(ズボン)	2	48			作業服(ズボン)	2	48	<u>図1のうちズボンのとおり</u>
	キャラバンシューズ	1	36			キャラバンシューズ	1	36	
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	雨合羽	<u>1</u>	<u>36</u>						
6 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60		6 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	<u>図1のうち上衣のとおり</u>
	作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60	<u>図2のとおり</u>
	作業服(ズボン)	2	60			作業服(ズボン)	2	60	<u>図1のうちズボンのとおり</u>
	作業服(夏ズボン)	<u>2</u>	<u>60</u>						
	ヤッケ	1	36			ヤッケ	1	36	
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	

		防寒服	1	36								
中部総合 事務所	1 県民局 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	60		中部総合 事務所	1 県民局 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	60		図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
		作業服 (夏上衣)	2	60				2 60				
		作業服 (ズボン)	2	60				2 60				
		キャラバン シューズ	1	36				1 36				
		ヤッケ	1	36				1 36				
	2 県税局 の職員の うち不動 産取得税 の課税及 び評価の 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣)	1	36		2 県税局 の職員の うち不動 産取得税 の課税及 び評価の 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣)	1	36		図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり	
		作業服 (夏上衣)	1	36			1 36					
		作業服 (ズボン)	1	36			1 36					
		ゴム製半 長靴	1	36			1 36					
		防寒服	1	36			1 36					
	3 県税局 の職員の うち常時 軽油引取 税の課税 及び軽油 の抜取り 調査の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	1	36		3 県税局 の職員の うち常時 軽油引取 税の課税 及び軽油 の抜取り 調査の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	1	36		図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり	
		作業服 (夏上衣)	1	36			1 36					
		作業服 (ズボン)	1	36			1 36					
		ゴム製半 長靴	1	36			1 36					
		防寒服	1	36			1 36					
	4 生活環 境局環境 ・循環推 進課の職 員並びに 水道施 設、一般 廃棄物処 理施設及 び産業廃	作業服 (上衣)	2	48		4 生活環 境局環境 ・循環推 進課の職 員並びに 水道施 設、一般 廃棄物処 理施設及 び産業廃	作業服 (上衣)	2	48		図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり	
作業服 (夏上衣)		2	48		2 48							
作業服 (ズボン)		2	48		2 48							
作業服 (夏ズボ		2	48		2 48							

棄物処理 施設の立 入検査の 業務に従 事する職 員	ン) ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服 雨合羽	1 1 1 1 1	36 36 36 36 36		棄物処理 施設の立 入検査の 業務に従 事する職 員	ゴム製半 長靴 安全靴	1 1 1	36 36 36	
5 生活環 境局生活 安全課の 職員のうち常時現 地で業務 に従事す る職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服	2 2 2 2 1 1	60 60 60 60 36 60		5 生活環 境局生活 安全課の 職員のうち常時現 地で業務 に従事す る職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服	2 2 2 2 1 1	60 60 60 60 36 60	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
6 生活環 境局建築 住宅課の 職員のうち常時現 地で業務 に従事す る職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) 作 業 服 (夏ズボ ン) ヤッケ ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 2 2 1 1 1 1 1	60 60 60 60 60 36 36 36 36		6 生活環 境局建築 住宅課の 職員のうち常時現 地で業務 に従事す る職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) ヤッケ ゴム製半 長靴 安全靴	2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
7 農林局 農業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴	2 2 2 1	60 60 60 36		7 農林局 農業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴	2 2 2 1	60 60 60 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり

		1	36			1	36		
	雨合羽	1	36						
8 農林局 倉吉農業 改良普及 所及び東 伯農業改 良普及所 の職員の うち常時 現地で農 業改良普 及の業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36		8 農林局 倉吉農業 改良普及 所及び東 伯農業改 良普及所 の職員の うち常時 現地で農 業改良普 及の業務 に従事す る職員	作業帽 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽 防寒服	2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
9 農林局 倉吉農業 改良普及 所及び東 伯農業改 良普及所 の普及主 幹、副主 幹及び改 良普及員 の職務に 従事する 職員のう ち常時現 地で生活 改善の業 務に従事 する職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36		9 農林局 倉吉農業 改良普及 所及び東 伯農業改 良普及所 の普及主 幹、副主 幹及び改 良普及員 の職務に 従事する 職員のう ち常時現 地で生活 改善の業 務に従事 する職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽 防寒服	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36	図15のうち上衣の とおり 図2のとおり 図15のうちズボン のとおり
10 農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 安全靴	2 2 2 1 1 1	48 48 48 36 36 36		10 農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 安全靴	2 2 2 1 1 1	48 48 48 36 36 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり

	雨合羽	1	36						
11 農林局	作 業 服	2	48		11 農林局	作 業 服	2	48	図1のうち上衣の とおり
大規模基 盤整備室	(上衣) 作 業 服	2	48		大規模基 盤整備室	(上衣) 作 業 服	2	48	
の職員の うち常時	(夏上 衣)				の職員の うち常時	(夏上 衣)			
現地で業 務に従事	作 業 服	2	48		現地で業 務に従事	作 業 服	2	48	図1のうちズボン のとおり
する職員	(ズボ ン)				する職員	(ズボ ン)			
	ゴム製半 長靴	1	36			ゴム製半 長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
	雨合羽	1	36						
12 所長、 局長及び 農林局林 業振興課 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作 業 服	2	48		12 所長及 び農林局 林業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作 業 服	2	48	図1のうち上衣の とおり
	(上衣) 作 業 服	2	48			(上衣) 作 業 服	2	48	
	(夏上 衣)					(夏上 衣)			
	作 業 服	2	48			作 業 服	2	48	図1のうちズボン のとおり
	(ズボ ン)					(ズボ ン)			
	キャラバ ンシュー ズ	1	36			キャラバ ンシュー ズ	1	36	
	ゴム製半 長靴	1	36			ゴム製半 長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	雨合羽	1	36						
13 県土整 備局の職 員のうち 常時現地 で業務に 従事する 職員	作 業 服	2	60		13 県土整 備局の職 員のうち 常時現地 で業務に 従事する 職員	作 業 服	2	60	図1のうち上衣の とおり
	(上衣) 作 業 服	2	60			(上衣) 作 業 服	2	60	
	(夏上 衣)					(夏上 衣)			
	作 業 服	2	60			作 業 服	2	60	図1のうちズボン のとおり
	(ズボ ン)					(ズボ ン)			
	作 業 服	2	60						
	(夏ズボ ン)								
	ヤッケ	1	36			ヤッケ	1	36	
	ゴム製半 長靴	1	36			ゴム製半 長靴	1	36	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
	防寒服	1	36						

		防寒ズボン	1	36							
西部総合事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で大山自然歴史館の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60		西部総合事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で大山自然歴史館の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり
		作業服(ズボン)	2	60				作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり
		ポロシャツ	2	24				ポロシャツ	2	24	
		キャラバンシューズ	1	36				キャラバンシューズ	1	36	
		防寒服	1	36				防寒服	1	36	
		防寒ズボン	1	36				防寒ズボン	1	36	
		防寒用長靴	1	36				防寒用長靴	1	36	
2 県税局の職員のうち不動産取得税の課税及び評価の業務に従事する職員	作業服(上衣)	作業服(夏上衣)	1	36		2 県税局の職員のうち不動産取得税の課税及び評価の業務に従事する職員	作業服(夏上衣)	作業服(夏上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(ズボン)	1	36				作業服(ズボン)	1	36	図2のとおり
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
		防寒服	1	36				防寒服	1	36	図1のうちズボンのとおり
3 県税局の職員のうち常時軽油引取税の課税及び軽油の抜き取り調査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	作業服(夏上衣)	1	36		3 県税局の職員のうち常時軽油引取税の課税及び軽油の抜き取り調査の業務に従事する職員	作業服(夏上衣)	作業服(夏上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(ズボン)	1	36				作業服(ズボン)	1	36	図2のとおり
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
		防寒服	1	36				防寒服	1	36	図1のうちズボンのとおり
4 生活環境局環境・循環推進課の職員並びに水道施	作業服(上衣)	作業服(夏上衣)	2	48		4 生活環境局環境・循環推進課の職員並びに水道施	作業服(夏上衣)	作業服(夏上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり
		作業服(ズボン)	2	48				作業服(ズボン)	2	48	図2のとおり
		作業服	2	48				作業服	2	48	図1のうちズボンのとおり

設、一般 廃棄物処 理施設及 び産業廃 棄物処理 施設の立 入検査の 業務に従 事する職 員	(ズボン) 作業服 (夏ズボン) ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服 雨合羽	2 1 1 1 1	48 36 36 36 36		設、一般 廃棄物処 理施設及 び産業廃 棄物処理 施設の立 入検査の 業務に従 事する職 員	(ズボン) 作業服 (夏ズボン) ゴム製半 長靴 安全靴			のとおり
5 生活環 境局生活 安全課の 職員のう ち常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 60		5 生活環 境局生活 安全課の 職員のう ち常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 60	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
6 生活環 境局建築 住宅課の 職員のう ち常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (夏ズボ ン) ヤッケ ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 60 60 36 36 36 36		6 生活環 境局建築 住宅課の 職員のう ち常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 作業服 (夏ズボ ン) ヤッケ ゴム製半 長靴 安全靴	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 60 60 36 36 36 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
7 農林局 農林業振 興課の職 員(林業 振興室の 職員を除	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服	2 2 2 2	60 60 60 60		7 農林局 農林業振 興課の職 員のうち常 時現地で 業務に従	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服	2 2 2 2	60 60 60 60	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン

	く。)の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	(ズボ ン) ゴム製半 長靴 雨合羽	1 1	36 36				事する職 員 作業帽	(ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽	1 1	36 36		のとおり
8	農林局 米子農業 改良普及 所及び大 山農業改 良普及所 の職員の うち常時 現地で農 業改良普 及の業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36			8	農林局 米子農業 改良普及 所及び大 山農業改 良普及所 の職員の うち常時 現地で農 業改良普 及の業務 に従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽 防寒服	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36		図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
9	農林局 米子農業 改良普及 所及び大 山農業改 良普及所 の普及主 幹、副主 幹及び改 良普及員 の職務に 従事する 職員のうち常時現 地で生活 改善の業 務に従事 する職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1	60 60 60 60 36 36			9	農林局 米子農業 改良普及 所及び大 山農業改 良普及所 の普及主 幹、副主 幹及び改 良普及員 の職務に 従事する 職員のうち常時現 地で生活 改善の業 務に従事 する職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽 防寒服	2 2 2 2 1 1	60 60 60 60 36 36		図15のうち上衣の とおり 図2のとおり 図15のうちズボン のとおり
10	農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン)	2 2 2	48 48 48			10	農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン)	2 2 2	48 48 48		図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり

	ゴム製半長靴	1	36						
	防寒服	1	36						
	安全靴	1	36						
	雨合羽	1	36						
11 農林局 大山・弓 浜農業用 水対策室 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	48		11 農林局 大山・弓 浜農業用 水対策室 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
	作業服 (夏上 衣)	2	48			作業服 (夏上 衣)	2	48	図2のとおり
	作業服 (ズボ ン)	2	48			作業服 (ズボ ン)	2	48	図1のうちズボン のとおり
	ゴム製半 長靴	1	36			ゴム製半 長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	
12 所長、 局長及び 農林局農 林業振興 課林業振 興室の職 員のうち 常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣)	2	48		12 所長及 び農林局 林業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
	作業服 (夏上 衣)	2	48			作業服 (夏上 衣)	2	48	図2のとおり
	作業服 (ズボ ン)	2	48			作業服 (ズボ ン)	2	48	図1のうちズボン のとおり
	キャラバ ンシュー ズ	1	36			キャラバ ンシュー ズ	1	36	
	ゴム製半 長靴	1	36			ゴム製半 長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	
13 県土整 備局の職 員のうち 常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60		13 県土整 備局の職 員のうち 常時現 地で業務 に従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60	図1のうち上衣の とおり
	作業服 (夏上 衣)	2	60			作業服 (夏上 衣)	2	60	図2のとおり
	作業服 (ズボ ン)	2	60			作業服 (ズボ ン)	2	60	図1のうちズボン のとおり
	作業服 (夏ズボ ン)	2	60						
	ヤッケ	1	36			ヤッケ	1	36	

		ゴム製半 長靴 安全靴 防寒服	1 1 1	36 36 36				
日野総合 事務所	1 県民局 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服	2 2 2 1 1	60 60 60 36 60				
	2 農林局 農業振興 課の職員 (地域整 備室の職 員を除 く。)の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 雨合羽 防寒服	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36				
	3 農林局 日野農業 改良普及 所の職員 のうち常 時現地で 農業改良 普及の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36				
	4 農林局 日野農業	白衣 作業服	2 2	60 60				
日野総合 事務所	1 県民局 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ ヤッケ 防寒服	2 2 2 1 1	60 60 60 36 60				<u>図1のうち上衣の とおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボン のとおり</u>
	2 農林局 農業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36				<u>図1のうち上衣の とおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボン のとおり</u>
	3 農林局 日野農業 改良普及 所の職員 のうち常 時現地で 農業改良 普及の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 作業帽 防寒服	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36				<u>図1のうち上衣の とおり</u> <u>図2のとおり</u> <u>図1のうちズボン のとおり</u>
	4 農林局 日野農業	白衣 作業服	2 2	60 60				<u>図15のうち上衣の</u>

改良普及 所の普及 主幹、副 主幹及び 改良普及 員の職務 に従事す る職員の うち常時 現地で生 活改善の 業務に従 事する職 員	(上衣) 作業服	2	60
	(夏上 衣)		
	作業服 (ズボ ン)	2	60
	ゴム製半 長靴	1	36
	防寒服 雨合羽	1 1	36 36
5 農林局 農業振興 課地域整 備室の職 員のうち 常時現地 で業務に 従事する 職員	作業服 (上衣)	2	48
	作業服 (夏上 衣)	2	48
	作業服 (ズボ ン)	2	48
	ゴム製半 長靴	1	36
	防寒服	1	36
	安全靴	1	36
	雨合羽	1	36
6 所長、 局長及び 農林局林 業振興課 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	48
	作業服 (夏上 衣)	2	48
	作業服 (ズボ ン)	2	48
	キャラバ ンシュー ズ	1	36
	ゴム製半 長靴	1	36
	防寒服	1	36
	雨合羽	1	36
7 県土整 備局の職 員のうち	作業服 (上衣)	2	60
	作業服	2	60

改良普及 所の普及 主幹、副 主幹及び 改良普及 員の職務 に従事す る職員の うち常時 現地で生 活改善の 業務に従 事する職 員	(上衣) 作業服	2	60	とおり
	(夏上 衣)			図2のとおり
	作業服 (ズボ ン)	2	60	図15のうちズボン のとおり
	ゴム製半 長靴	1	36	
	作業帽 防寒服	1 1	36 36	
5 農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
	作業服 (夏上 衣)	2	48	図2のとおり
	作業服 (ズボ ン)	2	48	図1のうちズボン のとおり
	ゴム製半 長靴	1	36	
	防寒服	1	36	
	安全靴	1	36	
6 所長及 び農林局 林業振興 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
	作業服 (夏上 衣)	2	48	図2のとおり
	作業服 (ズボ ン)	2	48	図1のうちズボン のとおり
	キャラバ ンシュー ズ	1	36	
	ゴム製半 長靴	1	36	
	防寒服	1	36	
7 県土整 備局の職 員のうち	作業服 (上衣)	2	60	図1のうち上衣の とおり
	作業服	2	60	図2のとおり

	常時現地で業務に従事する職員	(夏上衣) 作業服 (ズボン) 作業服 (夏ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴 防寒服	2 2 1 1 1 1	60 60 36 36 36 36		
総合事務所	常時庁舎管理の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴	2 2 2 1	24 24 24 24		
消防防災航空センター	消防防災航空隊員の職務に従事する職員	夏用救助服(上衣) 冬用救助服(上衣) 夏用救助服(ズボン) 冬用救助服(ズボン) 作業靴 救助靴 冬用救助靴 防寒服 ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	24 24 24 24 12 24 36 36 36 36		
	常時現地で業務に従事する職員	(夏上衣) 作業服 (ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり	
		ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	1 1 1	36 36 36		

		活動用防寒服(上衣、ズボン)	1	24	
保健所	略				
	2 診療放射線技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン)	2 2	24 48	
	略				
	5 感染症・疾病対策係、医療・疾病対策班(医薬担当を除く。)衛生係及び指導係の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36	
略					
略					
総合療育センター	略				
	3 診療放射線技師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) 作業服(ズボン)	2 2 2	24 36 48	
	略				
略					
中部療育園	理学療法士、言語聴覚士、児童	略	1	24	
		ショートパンツ			

保健所	略				
	2 診療放射線技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン)	2 2	24 48	図1のうちズボンのとおり
	略				
	5 感染症・疾病対策係、医療・疾病対策班(医薬担当を除く。)衛生係及び指導係の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
略					
略					
総合療育センター	略				
	3 診療放射線技師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) 作業服(ズボン)	2 2 2	24 36 48	図1のうちズボンのとおり
	略				
略					
中部療育園	理学療法士、言語聴覚士、児童	略	1	24	
		ショートパンツ			

児童相談所	指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	職種	人数	時間	備考	児童相談所	指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	職種	人数	時間	備考		
												職種	人数
児童相談所	指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員					児童相談所	指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	母来寮	1 栄養士の職務に従事する職員	白衣	2	48	
										白衣(半袖)	1	24	
									2 看護師及び准看護師の職務に従事する職員	看護衣	2	48	
										看護衣(半袖)	1	48	
										予防衣	2	48	
										看護帽	2	36	
										ナース靴下	6	12	
										ナース靴	2	24	
									3 生活指導員の職務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	60	
										トレーニングパンツ	2	60	
										布製短靴	1	24	
									児童相談所	指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員			
	白衣(半袖)	1	24										
2 看護師及び准看護師の職務に従事する職員	看護衣	2	48										
	看護衣(半袖)	1	48										
	予防衣	2	48										
	看護帽	2	36										
	ナース靴下	6	12										
	ナース靴	2	24										
1 保健師の職務に従事する職員	白衣	2	48										
	訪問服(上衣)	1	48	図13のうち上衣のとおり									
	訪問服(夏上衣)	1	48										
	訪問服(スカート)	1	48	図13のうちスカートのとおり									

		ト)							
	2 児童福祉司及び心理判定員の職務に從事する職員	訪問服(上衣)	1	48					
		訪問服(夏上衣)	1	48					
		訪問服(スカート又はズボン)	1	48					
	略								
喜多原学園	略								
	2 指導部の職員のうち部長、寮長及び児童自立支援専門員の職務に從事する職員	作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		作業服(ズボン)	2	60					
		トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		ゴム製半長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
	3 指導部の職員のうち部長、寮長及び児童生活支援員の職務に從事する職員	作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		ゴム製半長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
看護師等養成施設	教務主任及び講師の	看護衣	3	36					
		看護衣	3	36					
		ト)							
	2 児童福祉司及び心理判定員の職務に從事する職員	訪問服(上衣)	1	48					図13又は図14のうち上衣のとおり
		訪問服(夏上衣)	1	48					
		訪問服(スカート又はズボン)	1	48					図13のうちスカート又は図14のうちズボンのとおり
	略								
喜多原学園	略								
	2 指導部の職員のうち部長、寮長及び児童自立支援専門員の職務に從事する職員	作業服(上衣)	2	60					図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	60					図2のとおり
		作業服(ズボン)	2	60					図1のうちズボンのとおり
		トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		ゴム製半長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
	3 指導部の職員のうち部長、寮長及び児童生活支援員の職務に從事する職員	作業服(上衣)	2	60					図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	60					図1のうち夏上衣のとおり
		トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		ゴム製半長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
看護師等養成施設	教務主任及び講師の	看護衣	3	36					
		看護衣	3	36					

	職務に従事 する専任職 員	(半袖) 予防衣 ナース靴	3 2	36 12	
略					
食肉衛生 検査所	と畜検査 業務に従事 する職員	白衣(半 袖) 作 業 服 (ズボン)	2 2	36 60	
高等技術 専門学校	1 指導課 の職員の うち木造 建築科で 指導に従 事する職 員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボン) 作業帽 布製短靴	2 2 2 1 1	48 48 48 24 24	図12のとおり
	2 指導課 の職員の うち自動 車整備科 で指導に 従事する 職員	エンカ服 エンカ服 (夏用) 作業帽 安全靴	2 2 1 1	24 36 24 36	図12のとおり
	3 指導課 の職員の うち土木 システム 科で指導 に従事す る職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボン) 作業帽 ゴム製半 長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	48 48 48 24 48 36	図12のとおり
	4 指導課 の職員の うち建築 システム	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上	2 2	48 48	
	職務に従事 する専任職 員	(半袖) 予防衣 ナース靴 ナース靴 下 看護帽	3 2 6 2	36 12 12 24	
略					
食肉衛生 検査所	と畜検査 業務に従事 する職員	白衣(半 袖) 作 業 服 (ズボン)	2 2	36 60	図1のうちズボン のとおり
高等技術 専門学校	1 指導課 の職員の うち木造 建築科で 指導に従 事する職 員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボン) 作業帽 布製短靴	2 2 2 1 1	48 48 48 24 24	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり 図12のとおり
	2 指導課 の職員の うち自動 車整備科 で指導に 従事する 職員	エンカ服 エンカ服 (夏用) 作業帽 安全靴	2 2 1 1	24 36 24 36	図12のとおり
	3 指導課 の職員の うち土木 システム 科で指導 に従事す る職員	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボン) 作業帽 ゴム製半 長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	48 48 48 24 48 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり 図12のとおり
	4 指導課 の職員の うち建築 システム	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上	2 2	48 48	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり

	科で指導に 従事する職員	衣) 作業服 (ズボン) 作業帽 安全靴	2 1 1	48 24 36	図12のとおり
	5 指導課 の職員の うちコン ピュータ 制御科で 指導に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24	
病害虫防 除所	常時現地で 業務に従事 する職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	2 2 2 2 1 1	36 48 48 36 24 36	
	科で指導に 従事する職員	衣) 作業服 (ズボ ン) 作業帽 安全靴	2 1 1	48 24 36	図1のうちズボン のとおり 図12のとおり
	5 指導課 の職員の うちコン ピュータ 制御科で 指導に従 事する職 員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
病害虫防 除所	常時現地で 業務に従事 する職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	2 2 2 2 1 1	36 48 48 36 24 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり
農業試験 場	1 常時現 地で業務 に従事す る職員 (機械開 発の業務 に従事す る職員を 除く。)	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴 雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	2 2 2 2 1 1	36 48 48 36 24 36	図1のうち上衣の とおり 図2のとおり 図1のうちズボン のとおり

		作業帽	1	36	
		防寒服	1	36	
		田植え長靴	1	12	
	2 水田基	白衣	2	36	
	盤研究室	作業服	2	48	図1のうち上衣のとおり
	の職員の	(上衣)			
	うち機械	作業服	2	48	図2のとおり
	開発の業	(夏上			
	務に従事	衣)			
	する職員	作業服	2	36	図1のうちズボンのとおり
		(ズボン)			
		ゴム製半長靴	1	24	
		雨合羽	1	36	
		(上衣、ズボン及び頭巾)			
		作業帽	1	36	
		防寒服	1	36	
		安全靴	1	36	
		田植え長靴	1	12	
	園芸試験場	常時現地で業務に従事する職員			
		白衣	2	36	
		作業服	2	48	図1のうち上衣のとおり
		(上衣)			
		作業服	2	48	図2のとおり
		(夏上衣)			
		作業服	2	36	図1のうちズボンのとおり
		(ズボン)			
		ゴム製半長靴	1	24	
		雨合羽	1	36	
		(上衣、ズボン及び頭巾)			
	畜産試験場	常時現地で業務に従事する職員			
		白衣	2	36	
		作業服	2	48	図1のうち上衣のとおり
		(上衣)			
		作業服	2	48	図2のとおり
		(夏上衣)			

									作業服 (ズボン)	2	36	図1のうちズボン のとおり
									ゴム製半 長靴	1	12	
									雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	1	36	
									作業帽	1	36	
	中小家畜 試験場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	36				作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
			作業服 (夏上 衣)	2	48				作業服 (ズボン)	2	48	図2のとおり
			作業服 (ズボン)	2	36				ゴム製半 長靴	1	12	図1のうちズボン のとおり
			雨合羽 (上衣、 ズボン及 び頭巾)	1	36				作業帽	1	36	
家畜保健 衛生所	1 衛生指 導係及び 防疫係の 職員のう ち常時現 地で業務 に従事す る職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴	2 2 2 2 1	36 48 48 48 24					白衣	2	36	
			作業服 (上衣)	2	48				作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
			作業服 (夏上 衣)	2	48				作業服 (ズボ ン)	2	48	図2のとおり
			作業服 (ズボ ン)	2	48				作業服 (ズボ ン)	2	48	図1のうちズボン のとおり
			ゴム製半 長靴	1	24				ゴム製半 長靴	1	24	
			作業帽	1	36				作業帽	1	36	
家畜保健 衛生所	1 衛生指 導係及び 防疫係の 職員のう ち常時現 地で業務 に従事す る職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) ゴム製半 長靴	2 2 2 2 1	36 48 48 48 24					白衣	2	36	
			作業服 (上衣)	2	48				作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
			作業服 (夏上 衣)	2	48				作業服 (夏上 衣)	2	48	図2のとおり
			作業服 (ズボ ン)	2	48				作業服 (ズボ ン)	2	48	図1のうちズボン のとおり
			ゴム製半 長靴	1	24				ゴム製半 長靴	1	24	
			作業帽	1	36				作業帽	1	36	
家畜保健 衛生所	2 病性鑑 定室の職 員のうち 常時現地 で業務に 従事する 職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服	2 2 2 2	36 48 48 48					白衣	2	36	
			作業服 (上衣)	2	48				作業服 (上衣)	2	48	図1のうち上衣の とおり
			作業服 (夏上 衣)	2	48				作業服 (夏上 衣)	2	48	図2のとおり
			作業服	2	48				作業服	2	48	図1のうちズボン

		(スポン) ゴム製半 長靴	1	36				(スポン) ゴム製半 長靴 作業帽	1	36	1	36	のとおり
	林業試験 場	常時現地 で業務に従 事する職員	白衣	2	60			作業服 (上衣)	2	60			図1のうち上衣の とおり
			作業服 (夏上衣)	2	60			作業服 (ズボン)	2	60			図2のとおり
			作業服 (ズボン)	2	36			ゴム製半 長靴	1	36			図1のうちズボン のとおり
			ゴム製半 長靴	1	36			キャラバ ンシューズ	1	36			
								ヤッケ	1	36			
境港水産 事務所	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60				作業服 (上衣)	2	60			図1のうち上衣の とおり
		作業服 (夏上衣)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60			図2のとおり
		作業服 (ズボン)	2	60				ゴム製半 長靴	1	36			図1のうちズボン のとおり
		ゴム製半 長靴	1	36									
水産試験 場	1 漁場開 発室及び 海洋資源 室の業務 に従事す る職員	白衣	2	48				作業服 (上衣)	2	48			図1のうち上衣の とおり
		作業服 (夏上衣)	2	48				作業服 (ズボン)	2	48			図2のとおり
		作業服 (ズボン)	2	48				ゴム製半 長靴	1	36			図1のうちズボン のとおり
		ゴム製半 長靴	1	36				防寒服	1	36			
		防寒服	1	36				防寒ズボ ン	1	36			
		防寒ズボ ン	1	36				雨合羽	1	24			
		雨合羽	1	24									

		(上衣、ズボン及び頭巾)							
	2 第1鳥取丸の乗組職員	作業服(上衣)	2	24					
		作業服(夏上衣)	2	24					
		作業服(ズボン)	2	12					
		防寒服	1	36					
		防寒ズボン	1	36					
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	12					
		ゴム製半長靴	1	12					
		作業帽	1	12					図9のとおり
栽培漁業センター									
	1 第2鳥取丸の乗組職員	作業服(上衣)	2	24					図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	24					図2のとおり
		作業服(ズボン)	2	12					図1のうちズボンのとおり
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24					
		ゴム製半長靴	1	24					
		作業帽	1	24					図9のとおり
	2 生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣	2	60					
		作業服(上衣)	2	60					図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	60					図2のとおり
		作業服(ズボン)	2	60					図1のうちズボンのとおり

		ゴム製半 長靴	1	36				ゴム製半 長靴	1	36	
とっとり 賀露かに っこ館	常時現地 で業務に従 事する職員	トレーニ ングシャ ツ	2	24		とっとり 賀露かに っこ館	常時現地 で業務に従 事する職員	トレーニ ングシャ ツ	2	24	
		ボロシャ ツ	2	24				ボロシャ ツ	2	24	
		作業服 (ズボン)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60	図1のうちズボン のとおり
		ゴム製半 長靴	1	36							
鳥取空港 管理事務 所	1 常時現 地で空港 管理業務 に従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60		鳥取空港 管理事務 所	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60	図1のうち上衣の とおり
		作業服 (夏上 衣)	2	60				作業服 (夏上 衣)	2	60	図2のとおり
		作業服 (ズボン)	2	60				作業服 (ズボン)	2	60	図1のうちズボン のとおり
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36	
		ゴム製半 長靴	1	36				ゴム製半 長靴	1	36	
		安全靴	1	36				安全靴	1	36	
	2 国際会 館案内業 務に従事 する職員	ジャケッ ト	1	60							
		スカート	1	60							
		ズボン	1	60							
		ベスト	1	60							
		リボン	1	60							
		夏スカー ト	1	60							
		夏ズボン	1	60							
		長袖シャ ツ	1	60							
		半袖ジャ ケット	1	60							
		半袖シャ ツ	1	60							
鳥取港湾 事務所	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60		鳥取港湾 事務所	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60	図1のうち上衣の とおり
		作業服 (夏上 衣)	2	60				作業服 (夏上 衣)	2	60	図2のとおり
		作業服	2	60				作業服	2	60	図1のうちズボン

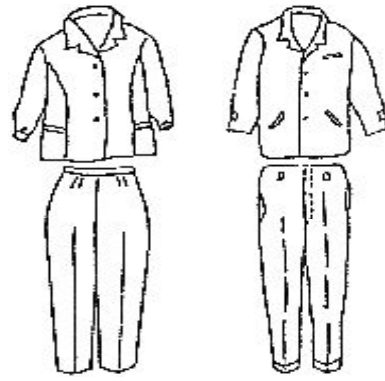
		(ズボン)							<u>のとおり</u>
		ヤッケ	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
米子工事 検査事務 所	工事検査 の業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上衣)	2	60					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボン)	2	60					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		ゴム製半 長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
		防寒服	1	36					
工事検査 出張所	工事検査 の業務に従 事する職員	作業服 (上衣)	2	60					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上衣)	2	60					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボン)	2	60					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		ゴム製半 長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
		作業帽	1	36					
		防寒服	1	36					
総合事務 所	1 主任及 び機械技 師の職務 に従事す る職員の うちボイ ラーの業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	24					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上衣)	2	24					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボン)	2	24					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		布製短靴	1	24					
	2 主任、 電気技 師、電話 技術及び 無線技師 の職務に 従事する 職員のう ち電気、 電話及び 無線の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣)	2	60					<u>図1のうち上衣の とおり</u>
		作業服 (夏上衣)	2	60					<u>図2のとおり</u>
		作業服 (ズボン)	2	60					<u>図1のうちズボン のとおり</u>
		布製短靴	1	24					

図 1

(女 子)

(男 子)

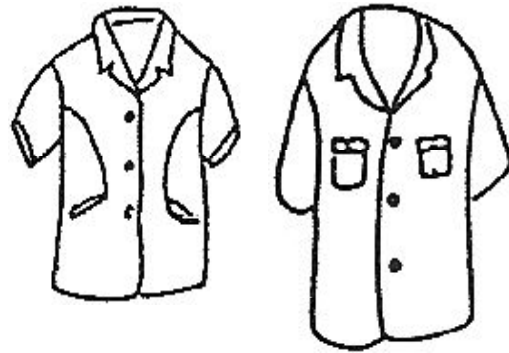
図 1 から 3 まで 削除
4 ~ 9 略



2

(女子)

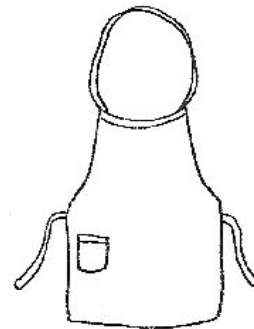
(男子)



3 削除

4 ~ 9 略

10



11

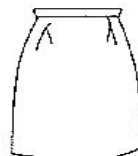


10及び11 削除

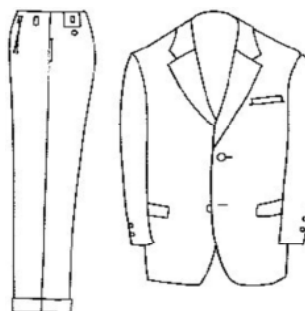
12 略

12 略

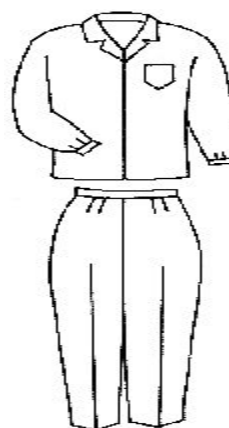
13



14



15



13から15まで 削除

16 略

16 略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されている被服のうち、改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されないこととなるものについては、同日以後も使用することができる。

鳥取県訓令第9号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第35条・<u>第36条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部行財政改革局自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び<u>農林水産部農林総合研究所</u>を除く。）、鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 地方機関等 地方機関、<u>総務部行財政改革局自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び<u>農林水産部農林総合研究所</u>をいう。</p> <p>（5） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第35条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び<u>農林水産部和牛全共室</u>を除く。）、鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 地方機関等 地方機関、<u>総務部自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び<u>農林水産部和牛全共室</u>をいう。</p> <p>（5） 略</p>

<p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第5条 本庁及び別表に掲げる地方機関に、法第10条第1項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第5条 本庁及び別表第1に掲げる地方機関に、法第10条第1項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 略</p>
<p>(安全管理者)</p> <p>第6条 別表に掲げる地方機関に、法第11条第1項に規定する業務を行わせるため、安全管理者を置く。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(安全管理者)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる地方機関に、法第11条第1項に規定する業務を行わせるため、安全管理者を置く。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生室長(以下「福利厚生室長」という。)が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 衛生管理者は、本庁にあっては福利厚生室長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(産業医)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 産業医は、福利厚生室長が指名した者をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(産業医)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 産業医は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下に定める者とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(総合委員会の組織)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(総合委員会の組織)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は管財課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。</p> <p>4 略</p>
<p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 別表に掲げる地方機関に、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、安全衛生委員会を置く。</p>	<p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 別表第1に掲げる地方機関に、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、安全衛生委員会を置く。</p>

3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生室長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(事後措置)

第29条 所属長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。

略

第4章 雑則

(準用規定)

第35条 知事は、他の任命権者から所属職員に係る安全及び健康の確保に関する事務について要請を受けた場合には、当該職員を第2条第1号の職員とみなしてこの訓令を準用することができる。

(委任)

第36条 略

別表(第5条、第6条、第15条関係) 略

3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は管財課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生室長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(事後措置)

第29条 総務部長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。

略

第4章 雑則

(委任)

第35条 略

別表第1(第5条、第6条、第15条関係) 略

別表第2(第9条関係)

区分	産業医
1 本庁、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所	福利厚生室長が指名する医師
2 鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域内に置かれた地方機関等	鳥取保健所長の職にある者
3 倉吉市及び東伯郡の区域内に置かれた地方機関等	倉吉保健所長の職にある者
4 米子市、境港市及び西伯郡の区域内に置かれた地方機関等(総合療育センターを除く。)	米子保健所長の職にある者
5 日野郡の区域内に置かれた地方機関	日野保健所長の職にある者

	6 総合療育センター	総合療育センター院長が医師である所属職員のうちから指名する者
--	------------	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第10号

鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報処理システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県情報システム事務処理規程</u></p>	<p><u>鳥取県情報処理システム事務処理規程</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>県が所管する情報システムの整備、管理及び運用（県以外のもが整備、管理又は運用する情報システムを利用する場合を含む。）に関する基本的な事項を定めることにより、情報システムに係る経費の削減及び品質の向上を通じた業務の効率化の実現を図るとともに、情報システムの適正な調達の実施及び情報資産の保護に資することを目的とする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>情報処理システムを利用して事務処理を行う場合の基本的な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>情報システム</u> ソフトウェア、記録媒体、ネットワーク及び機器等で構成される情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。</p> <p>（2）<u>データ</u> 情報システムにより処理又は通信される情報並びに情報システムを利用して処理する業務に係る紙及びマイクロフィルム等の記録媒体に記録された情報をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>情報処理システム</u> コンピュータを利用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。</p> <p>（2）<u>主務部長</u> 防災監、知事部局の各部長、出納局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>（3）<u>データ</u> 情報処理システムを利用して行う事務処理に必要な情報をいう。</p>

- (3) 情報資産 情報システム及びデータをいう。
 (4) 所属長 知事部局、出納局及び労働委員会事務局の課（課に相当するものを含む。）の長をいう。

（システム整備等に係る留意事項）

第3条 所属長は、新たに情報システムの整備、管理又は運用（以下「システム整備等」という。）を行うおうとするときは、当該情報システムを利用して処理しようとする業務の在り方を見直し、及び当該情報システムに係る調達を適正に実施することにより、効率的かつ効果的な情報システムが整備されるようにしなければならない。

2 企画部地域づくり支援局長（以下「地域づくり支援局長」という。）は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。

（予算要求前協議）

第4条 所属長は、新たにシステム整備等を行う場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ企画部参事監（情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。）に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。

2 IT統括監は、前項の規定による協議があったときは、その内容について検討しなければならない。

（データ保護統括者等）

第3条 総務部長は、データ保護統括者として、データの管理に関する事務を統括するものとする。

2 主務部長は、データ管理者として、データの管理に関する事務に当たるものとする。

（行政経営推進課の所掌事務）

第4条 情報処理を効率的に行うため、行政経営推進課は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報処理についての指導及び助言に関すること。
(2) 情報処理についての総合調整に関すること。
(3) 情報処理システム（行政経営推進課が所掌するものに限る。）の管理及びその運用に関すること。

（情報処理システム導入の協議）

第5条 主務部長は、その所掌する事務の全部又は一部に係る情報処理システムを導入しようとするときは、事前に総務部長に協議しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による協議があったときは、次に掲げる事項について検討しなければならない。

3 IT統括監は、前項の検討の結果を所属長及び総務部財政課長に知らせるとともに、所属長に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(予算執行前協議)

第5条 所属長は、システム整備等に係る予算を執行しようとするときは、あらかじめIT統括監に協議しなければならない。

2 IT統括監は、前項の規定による協議を受けたときは、その内容について検討しなければならない。

3 IT統括監は、前項の検討の結果を所属長に知らせるとともに、所属長に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 情報処理システムの導入の必要性の有無
- (2) 他の情報処理システムとの連携の要否
- (3) 情報処理システムの仕様の適否
- (4) 情報処理システムの開発及び管理の方法の適否
- (5) 情報処理システムの導入に係る日程の適否

3 総務部長は、前項の検討の結果を主務部長に連絡しなければならない。

(委託に係る留意事項)

第6条 主務部長は、情報処理システムの開発又は運用を委託しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 委託先に関する経営状況、技術水準等の状況
- (2) 委託先におけるデータ保護管理に関する規程及び体制の整備状況
- (3) 委託契約書に明記すべき事項
 - ア データの機密保持に関する条項
 - イ 再委託の禁止又は制限に関する条項
 - ウ 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する条項
 - エ データの複写及び複製の禁止又は制限に関する条項
 - オ 事故発生時における報告義務に関する条項
 - カ アからオまでに掲げる条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する条項
- (4) 必要に応じ、委託契約書に明記し、又は覚書を取り交わす等の措置を講ずべき事項
 - ア データの授受及び搬送に関する事項
 - イ 委託先におけるデータの保管及び廃棄に関する事項
 - ウ 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項

- エ 作業内容等の変更に関する事項
- オ 委託先におけるデータ保護技術に関する事項
- カ 検査の実施に関する事項

(データの管理)

第7条 主務部長は、データについて、漏えい、滅失、
き損等を防止するため、データの授受、搬送、保管
及び廃棄について必要な措置を講じ、データの管理
を適正に行わなければならない。

(情報資産の保護)

第6条 IT統括監は、情報セキュリティ統括管理者
として、情報資産の保護に関する事務を統括するも
のとする。

2 地域づくり支援局長は、県が保有する情報資産の
機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅
威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あ
らかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的
な方針を定めなければならない。

3 所属長は、前項の地域づくり支援局長が定める方
針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適
正に行わなければならない。

4 前3項の規定は、国、独立行政法人通則法（平成
11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行
政法人その他の者があらかじめ統一的な方針を定め
ている情報資産については、適用しない。ただし、
当該情報資産に係る情報セキュリティ管理者（これ
に相当する者を含む。以下同じ。）からの要請があ
った場合には、IT統括監は、当該情報セキュリテ
ィ管理者に対し、必要な助言を行うことができる。

(行政ネットワーク基盤の利用)

第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネッ
トワーク基盤（複数の情報システムの利用に供する
ため、企画部地域づくり支援局情報政策課長（以下
「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用す
るネットワークをいう。）に接続しようとするとき
は、あらかじめ情報政策課長の承認を受けなければ
ならない。既に接続している情報システムを廃止
し、又はその全部若しくは一部を変更しようとする
ときも、同様とする。

(調査報告)

第8条 情報政策課長は、この規程の目的を達成する
ために必要があると認めるときは、システム整備等

<p><u>に関し、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。</u></p> <p>(情報の把握)</p> <p><u>第9条 情報政策課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するものとする。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p><u>第10条 知事は、他の任命権者から情報システムに係る事務処理について要請を受けた場合には、当該任命権者が所轄する部局の課(課に相当するものを含む。)の長を第2条第4号の所属長とみなしてこの訓令を準用することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条 この訓令に定めるもののほか、情報システムに係る事務処理に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第8条 この訓令に定めるもののほか、情報処理に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>
--	--

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。